

## 報告第2号

令和元年度富津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和元年度富津市一般会計予算を避けがたい事故により翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭市

## 報告理由

訴訟に係る判決の言渡しが行われず、年度内に委任契約が完了しなかった予算及び新型コロナウイルス感染症の影響による資材調達遅延に伴い、年度内に工事が完了しなかった予算を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものである。

# 令和元年度富津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費	総務管理運営関係費	324,000	324,000		324,000			324,000	訴訟に係る弁護士委託料について、判決の言渡しが年度内に行われず、支出が完了しなかったため
11	災害復旧費	4 その他公共施設等災害復旧費	現年発生防災施設災害復旧事業（単独事業）	3,630,000	3,630,000		3,630,000			3,630,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、使用する資材の入手が困難なため
合 計				3,954,000	0	3,954,000	0	0	3,954,000		